東京家庭裁判所後見センター

# 後見センターレポート vol.33（令和７年１０月）

現行の法定後見制度に対しては、制度利用の動機となった課題が解決し、ご本人やその家族において、家族による支援やその他の支援によって制度利用の必要がなくなった場合でも、判断能力が回復しない限り制度の利用が継続することが問題点の一つであることが指摘され、法制審議会民法（成年後見等関係）部会でその見直しに向けた検討が行われています。もっとも、現行の法定後見制度の中でも、補助類型においては、その制度利用の必要がなくなった場合に制度利用を終了させることができる仕組みになっています。

そこで、本号では、現行の法定後見制度における後見等開始の取消しについて紹介します。

## 判断能力回復による取消し（後見・保佐・補助共通）

### １　後見等開始の審判は、ご本人の判断能力が回復すると、申立てにより取り消されます

家庭裁判所は、後見・保佐・補助の開始について、それらを開始した原因が消滅したとき、すなわち、ご本人の判断能力が後見・保佐・補助制度による保護を要しない状態に回復した場合には、申立てにより、それら開始の審判を取り消さなければなりません（民法１０条、１４条１項、１８条１項）。

### ２　申立てをする場合には、成年後見用診断書を提出してください

後見開始の審判・保佐開始の審判の取消しを求める審判の手続においては、ご本人の精神の状況について、原則として医師の意見を聴かなければならないとされていますので（家事事件手続法１１９条２項本文、１３３条）、家庭裁判所に対し、ご本人の判断能力の回復を理由として、後見開始の審判・保佐開始の審判の取消しを求める場合には、成年後見用診断書を提出してください。

補助開始の審判の取消しを求める審判の手続においては、後見・保佐の場合のように医師の意見を聴かなければならないとする規定はありませんが、東京家裁後見センターにおいては、ご本人の判断能力が回復したかどうかの判断の資料とするために成年後見用診断書の提出をお願いしています。

### ３　ご本人及び後見人等の陳述を聴取します

後見開始の審判・保佐開始の審判・補助開始の審判の取消しを求める審判の手続においては、ご本人及び後見人・保佐人・補助人の陳述を聴かなければならないとされています（家事事件手続法１２０条１項２号、１３０条１項４号、１３９条１項３号）。

ご本人の陳述聴取を行うにあたっては、家庭裁判所調査官の「本人調査」によることがあります。

# 制度利用の必要がなくなった場合の取消し（補助）

## １　補助は、同意権・代理権付与の審判が取り消されると、開始の審判も取り消されます

補助制度の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者」であり、一定の水準以上の判断能力を有する者として、自己決定の尊重がより重視されると考えられますので、補助開始の審判をするに際しては、補助人に同意権・取消権を付与する審判（民法１７条１項）又は補助人に代理権を付与する審判（民法８７６条の９第１項）とともにしなければならないとされており（民法１５条３項）、同意権（取消権）又は代理権の付与の必要性がなければ補助開始の審判をすることができないこととなっています。したがって、補助開始の審判がされた後に、その目的とされた法律行為の終了によって、**同意権（取消権）及び代理権付与の審判を全部取り消す場合**には、家庭裁判所は、**補助開始の審判の取消し**をしなければなりません（民法１８条３項）。このように、法定後見制度の中でも、**補助は、必要に応じて特定の事務のみについて補助人に同意権（取消権）又は代理権を付与し、当該事務の終了後はそれら同意権（取消権）及び代理権付与の審判を取り消すことでもって、制度利用の必要性がなくなったものとして、速やかに開始の審判をも取り消すという機動的な利用方法が可能**となり、利用しやすい制度となることが期待されています。

## ２　同意権（取消権）及び代理権付与の審判の取消しの申立てをしてください

補助において、制度利用の必要がなくなったとして、補助開始の審判の取消しをしたいと考えた場合には、家庭裁判所に対し、すべての同意権（取消権）及び代理権付与の審判の取消しの申立てをしてください。そして、その申立書の中に、それらすべての同意権（取消権）及び代理権付与の審判を取り消すことで補助の利用を終えたいという旨を記載してください。それら同意権（取消権）及び代理権付与の審判の取消しがすべて認められる場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判についても取消しをします。

## ３　診断書の提出は必要ありません・ご本人及び補助人の陳述聴取はします

補助において、同意権（取消権）及び代理権付与の審判をすべて取り消すことでもって、補助制度の利用をやめたいと考える場合には、ご本人の判断能力が回復したことを理由として補助開始の審判の取消しを求めるものではありませんので、成年後見用診断書の提出は必要ありません。

この場合でも、家庭裁判所は、補助開始の審判の取消しの審判をするに際して、ご本人及び補助人の陳述を聴かなければならないとされていますので（家事事件手続法１３９条１項３号）、ご本人の陳述聴取を行うにあたっては、家庭裁判所調査官の「本人調査」によることがあります。

| （参考・比較） | 判断能力回復による取消し | 制度利用の必要がなくなった場合の取消し |
|---|---|---|
| 対象 | 後見・保佐・補助 | 補助のみ |
| 根拠 | 民法１０条、１４条１項、１８条１項 | 民法１８条３項 |
| 理由 | 判断能力が回復した | 補助制度利用の必要がなくなった |
| 必要な申立て | 後見等開始の審判の取消しの審判申立て | 同意権（取消権）及び代理権付与の審判の取消しの審判申立て |
| 診断書の要否 | 要 | 不要 |